

成年後見登記の 登記事項証明書 の請求方法について 登記されていないことの証明書

法務局の窓口で直接請求される方

島根県内では、松江地方法務局の戸籍課の窓口でのみ証明書を請求することができます（支局ではできません。）。

その際、窓口で**本人確認書類（運転免許証健康保険証等）**をご提示願います。**詳細については裏面をご覧ください。**



松江市東朝日町192番地3

松江地方法務局戸籍課

TEL 0852-32-4230

郵送で請求される方

請求書用紙（必要事項を記入し、収入印紙を貼ったもの）と、返信用封筒（返信先の宛先を記入し、切手を貼ったもの）を同封し、東京法務局後見登録課に請求してください。

☞ 点線で切ると、封筒に貼ってご利用いただけます。

- 請求先
- こちらに
郵送してください
- 東京法務局民事行政部後見登録課
TEL 03-5213-1234（代表）
03-5213-1360（ダイヤルイン）

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課 行

成年後見登記に関する証明書を請求される方へ

登記事項証明書には、後見人等の**登記があることの証明書**と後見人等が**登記されていないことの証明書**があります。

★ 請求できる方は、次のとおり一定の方に限定されています。

本人、その配偶者、四親等内の親族、成年後見人などです。
また、これらの方から委任された代理人も請求できます。

★ 請求のため、持参いただくものは次のとおりです。

認 印	窓口においてになる方の 認印 です。
本人確認資料	窓口においてになる方の本人確認のため、 運転免許証 や 健康保険証等 が必要です。
手 数 料	登記事項証明書（あること証明書）は、550円 登記されていないことの証明書は、300円です。 手数料として、申請書に、収入印紙を貼っていただきます。 <small>（収入印紙は、松江地方法務局登記部門内1階印紙売場でも販売しております。）</small>

★ 本人でない方が請求される場合は、次の書類も必要です。

委 任 状	代理人 の方が請求される場合に必要です。
戸 籍 謄 本 等	本人の配偶者・四親等内の親族の方 が請求される場合は、本人との関係がわかる戸籍謄本や続柄の記載された住民票等（作成後3か月以内のもの）が必要です。
資 格 証 明 書	法人が代理人 として申請する場合は、法人の代表者の資格を証する書面（作成後3か月以内のもの）が必要です。

※成年後見人(個人)が請求される場合には、法務局において成年後見人の資格を確認できますが、**成年後見人となっている者が法人の場合には上記の資格証明書が必要**です。

★ 島根県内で発行事務を取り扱っている窓口は、松江地方法務局戸籍課のみで、法務局の内の支局・出張所では証明書の発行ができませんので、ご注意ください。

★ **郵便**で請求される場合は、東京法務局への請求となります。

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15
東京法務局民事行政部後見登録課

本人確認書類等のコピー及び返信用封筒(あて先を明記・切手を貼付したもの)を同封の上、申請書を送付してください。

★ 成年後見登記の証明書について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

松江市東朝日町192番地3 松江地方法務局戸籍課

TEL 0852-32-4230

東京法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/>
に申請書様式及び記載例がありますので、ご覧ください。

登記されていないことの証明書の「証明事項」のチェックが不明な場合

(1) 次の業種の資格登録・審査のために証明書が必要な方は、下記の箇所をチェックしてください。

あ行	医師，医療法人の役員，運転代行業
か行	介護福祉士，海事代理士，貸金業，家畜人工授精師，株券等の保管振替事業，看護師 技術士（技術士補），教員免許，行政書士，金融先物取引所の会員 警備業，建設業，建築士（一級建築士，二級建築士，木造建築士） 建築設備検査資格者，公認会計士（会計士補），国家公務員の一部，古物営業
さ行	作業環境測定士，産業廃棄物処理業，歯科医師，自動車分解整備事業，司法書士 RCCM資格（シビルコンサルティングマネージャ資格者），社会福祉士，水道事業 社会福祉法人の役員，社会保険労務士，獣医師，昇降機検査資格者，職業訓練指導員， 信託法における受託者，助産師，精神保健福祉士，船員雇用促進等事業
た行	宅地建物取引業，宅地建物取引主任者，地方公務員の一部（警察官，消防職員等）， 通関業，抵当証券業，投資顧問業，特殊建築物等調査資格者，土地家屋調査士
は行	風俗営業，不動産鑑定士（不動産鑑定士補），弁護士，弁理士，保険業，保健師
ま行	マンション管理業務主任者，マンション管理士
や行	薬剤師
ら行	旅行業，労働安全コンサルタント，労働衛生コンサルタント，労働者派遣事業

証明事項 (いずれかの□に チェックしてくだ さい)	<input checked="" type="checkbox"/> 成年被後見人，被保佐人とする記録がない（後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方）
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人，被保佐人，被補助人とする記録がない（後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方）
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人，被保佐人，被補助人，任意後見契約の本人とする記録がない（後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）とする記録がない。（上記以外の証明を必要とする場合）

(2) 次の方は、下記の箇所にチェックしてください。

税理士，たばこ小売販売業，各種入札関係，宗教法人の役員

証明事項 (いずれかの□に チェックしてくだ さい)	<input type="checkbox"/> 成年被後見人，被保佐人とする記録がない（後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方）
	<input checked="" type="checkbox"/> 成年被後見人，被保佐人，被補助人とする記録がない（後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方）
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人，被保佐人，被補助人，任意後見契約の本人とする記録がない（後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）とする記録がない。（上記以外の証明を必要とする場合）

(3) 次の方は、下記の箇所にチェックしてください。

後見・保佐・補助開始の審判申立て，保護者選任の申立て

証明事項 (いずれかの□に チェックしてくだ さい)	<input type="checkbox"/> 成年被後見人，被保佐人とする記録がない（後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方）
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人，被保佐人，被補助人とする記録がない（後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方）
	<input checked="" type="checkbox"/> 成年被後見人，被保佐人，被補助人，任意後見契約の本人とする記録がない（後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）とする記録がない。（上記以外の証明を必要とする場合）

上記以外の業種については、証明書の提出先の官公庁・裁判所等にお問い合わせください。

「登記されていないことの証明書」を

オンラインで!



登記・供託オンライン申請システム <http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>

<証明書の取得の方法>

- ・ 電子的な証明書 (電子データにより交付)
- ・ 紙の証明書 (郵送により請求者宛てに送付)



<請求方法>

1. 必要な様式を取得する。(登記・供託オンライン申請システム)
2. 電子署名を行う。
3. 電子証明書と併せて送信する。

手数料は?

インターネットバンキング等で納付

<登記されていないことの証明書>

- ・ 電子的な証明書

1通につき **240円**

- ・ 紙の証明書

1通につき **300円**

(普通郵便により送付を求める場合)

※速達・書留等による郵送の場合は、
要する料金を加算した額になります。

<登記事項の証明書>

- ・ 電子的な証明書

1通につき **320円**

- ・ 紙の証明書

1通につき **380円**

(普通郵便により送付を求める場合)

※速達・書留等による郵送の場合は、
要する料金を加算した額になります。

※ 窓口での請求及び郵送による請求額より安価に設定されています。

* ご不明な点は下記まで

郵送及びオンラインによる交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課で
取り扱っています。

登記・供託オンライン申請システム FAQ(よくある質問)・お問い合わせ

<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>